

名古屋市揚輝荘
民間参加による実証実験
(トライアル・サウンディング)
募集要項

令和 6 年 8 月 5 日

名古屋市観光文化交流局
歴史まちづくり推進課

1. 民間参加による実証実験（トライアル・サウンディング）を行う目的

名古屋市では、市民共有の歴史・文化遺産である揚輝荘の保存・活用を図るため、老朽化の進む歴史的建造物及び庭園の段階的な修復整備を実施し、順次公開することを目指しています（別紙1「揚輝荘整備の基本的な考え方」を参照）。

揚輝荘がある城山・覚王山地区は、季節に応じて桜や紅葉が楽しめるなど豊かな自然や多様な歴史的資源に恵まれています。一方、日泰寺や覚王山商店街への来訪者は一定数ありますが、揚輝荘の来訪者は比較的少なく、地区全体としての回遊性の向上が求められています。

そのため本市では、揚輝荘の整備に合わせて、民間事業者の創意工夫を活かした魅力的な運営の実現を図りながら、城山・覚王山地区の魅力向上・回遊性向上を図りたいと考えています。

このたび、今後の整備に向けた課題を整理するため、民間参加による実証実験（トライアル・サウンディング）を実施し、揚輝荘の空間の可能性、民間事業者のニーズや事業性などの検証を行います。

※トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングとは、行政が活用したい公共施設等について、優れたアイデア・ノウハウを持つ民間事業者等に実際に暫定利用してもらう仕組みのことです。市は公共施設の市場性を把握することができ、活用の方向性が検討しやすくなる一方で、民間事業者等（以下、「暫定利用者」という。）はニーズや使い勝手の検証を経て事業性を確認することができます。

2. 実施概要

（1）対象エリア（※別紙2参照）

北園（伴華楼戦後増築部分、庭園、蔵前エリア、土蔵3）、南園（聴松閣）

※提案内容によっては利用を許可できない場合があります。

※具体的な実施場所は本市と協議の上、決定します。

（2）実施期間

令和6年10月26日（土）～同年11月3日（日）のうち、1日～8日間

※令和6年10月28日（月）は、休館日のため実施期間から除く。

（3）利用時間

利用期間は、最短1日～最長8日間とします。また、利用時間は、原則として名古屋市揚輝荘条例及び施行細則で規定している揚輝荘の開園時間に準じて午前9時30分から午後4時30分までとします。揚輝荘南園聴松閣（多目的室等）の利用については、最長午後8時まで利用できるものとします。具体的な利用時間は本市と協議の上、決定します。

なお、利用希望者が複数いる場合は、日時の変更等、調整する場合があります。

3. 提案要件

(1) 提案内容

以下のア～ウのいずれかについて提案し、実施してください。イとウは、間隔をおいて複数日で実施することも可能です。

ア 揚輝荘の環境を活かした飲食サービス等の提供

- ・北園における将来的な日常風景の創出の参考となるもの。
- ・来訪者が北園の魅力を感じつつ、飲食等を楽しめるもの。
- ・原則、実施期間中は毎日実施することとしてください。

イ 揚輝荘の歴史や魅力向上につながる創作やPR

- ・特に次期整備を行う北園を中心に揚輝荘の更なるPRにつながるものを期待します。
- ・必要に応じて本市と協議の上、市が製作費を負担することも可能です（上限15万円）。

ウ 揚輝荘における体験参加型ワークショップ等

- ・来訪者が揚輝荘の歴史的建造物や庭園の魅力を感じつつ、様々な体験を楽しむことができる、文化芸術・ものづくりなど。

なお、屋外（公開空地）における商取引、材料費以外の参加費等を徴収する体験参加型ワークショップ等を提案する場合は、それ自体を目的とするのではなく、イベント等に併い提供される場合のみ可能となりますので、イベントの趣旨、内容等も併せて提案してください。

※公開空地の範囲については、歴史まちづくり推進課にお問い合わせください。

(2) 禁止事項

以下の事項に該当する事業の提案は禁止します。

ア 政治的又は宗教的活動

イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供活動等

ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動

エ 公序良俗に反し、または反社会的な活動

オ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

(3) 留意事項

事業の実施にあたり以下の項目を必ず守ってください。

ア 各種関係法令等を遵守してください。

- イ 来訪者の安全に配慮し、かつ、利用を著しく妨げないように注意してください。
- ウ 現状敷設、供給されているもの（電気・水道）は使用可能ですが、ガスは敷設されておりません。火気の使用については、市と事前協議が必要です。発電機の使用は不可とし、屋外コンセント（電源）を活用してください。
- エ 利用後は後片付けをし、ごみ・排水は必ず持ち帰ってください。
- オ 事業の準備から撤去まで暫定利用者の責任のもと、適切に実施してください。また、実施による事故等は、暫定利用者の責任において対処してください。
- カ 敷地内の文化財建造物の取扱には特に留意し、火災、き損等のないようにしてください。
- キ 来訪者及び近隣住民等からの苦情が発生した場合等、事前協議及び事業実施中においても中断する場合がありますので、その際は市の指示に従ってください。
- ク 揚輝荘園内の屋外は総合設計制度により設けられた公開空地となっており、原則として占用行為が認められていません。当該公開空地における一時使用については「名古屋市総合設計制度指導基準[一般型総合設計]」を遵守した提案としてください。

(4) 費用負担

本事業は実証実験として実施するため、施設使用料は免除します。また、本事業の実施で得られた収益は、暫定利用者に帰属します。

役割分担・費用負担

項目	市	暫定利用者
設営	×	○
光熱水費	○	×
保険料	○	×
広報費	○	×

(5) 貸出し可能な物品

- ア テーブル・椅子
- イ テント（6張り以内）
- ウ その他必要なものがあれば市と協議の上、貸出できる場合があります。

4. 参加要件

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団に該当しないこと。

- (2) 飲食販売を行う場合は、愛知県内の保健所（名古屋市は各保健センター）の食品営業許可を受けている者であること。その他関係法令の必要な許可を取得していること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

5. スケジュール

内容	日程
募集要項等の公表開始	令和 6年 8月 5日（月）
事前相談の受付期間	令和 6年 8月 5日（月）～ 同年 8月23日（金）
現地見学会	令和 6年 8月 8日（木）、20日（火）
申込書類の提出期間	令和 6年 8月26日（月）～ 同年 8月30日（金）
審査結果の通知	令和 6年 9月上旬
事前協議	令和 6年 9月上旬 ～ 同年10月下旬
実施期間	令和6年10月26日（土）～ 同年11月 3日（日）
実績報告	事業実施後、1週間以内

6. 申込方法

- (1) 申込に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先
 〒460-8508
 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号（名古屋市役所本庁舎5階）
 名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課
 電話 052-972-2779
 メールアドレス a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- (2) 提出書類
 - ア 揚輝荘民間参加による実証実験（トライアル・サウンディング）参加申込書（様式1）
 - イ 提案書（任意様式）
 ※A3用紙1枚以内に提案の詳細な内容を記載してください。
- (3) 提出期間
 令和 6年 8月26日（月）午前 9時 ～ 同年 8月30日（金）午後 5時まで
 ※持参の場合は、提出期間内の午前 9時～午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）受け付けます。
- (4) 提出方法
 上記の問い合わせ先に持参、郵送（書留又は簡易書留に限る。）又は電

子メールで参加申込書及び提案書を提出してください。

※メール送信の際は、件名に「名古屋市揚輝荘民間参加による実証実験（トライアル・サウンディング）に関する申込【事業者名】」と記した上で送信してください。

(5) 提出部数

各1部

(6) 事前相談・現地見学

ア 事前相談 令和6年8月5日（月）～同年8月23日（金）

申込書類の作成にあたり市との事前相談を可とします。上記の問い合わせ先まで来庁、電話又は電子メールでご相談ください。

なお、来庁される場合は、必ず事前に電話等でご連絡ください。

イ 現地見学 令和6年8月8日（木）午前10時～午前11時

令和6年8月20日（火）午後3時～午後4時

現地見学を希望する場合は、必ず事前相談の中でその旨を申し出てください。また、現地見学するときは、来訪者等の利用を妨げないようにしてください。

7. 提案審査

(1) 提案の審査

申込書類に基づき、歴史まちづくり推進課において、以下の点を踏まえて審査を行います。

ア 今回実施する、民間参加による実証実験（トライアル・サウンディング）の趣旨を理解し、高い効果が見込まれる提案内容であるか。

イ 柔軟性、独自性に富んだ事業であるか。

ウ 一定の集客が見込まれる事業であるか。

(2) 選定の取り消し

暫定利用者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は決定を取り消すことがあります。

ア 申込書類に虚偽の記載があった場合。

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為により、揚輝荘を利用して事業を実施することが相応しくないと市が判断した場合。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、電子メールにて通知します。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。また、審

査の経過や内容、結果についての問い合わせには、お答えできません。

8. 事前協議

事業の開始前に、暫定利用者と市で、事業実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行うこととします。

9. 実績報告

事業の実施後、1週間以内に実績報告書を提出してください。なお、実績報告書の内容をもとに、ヒアリング調査をさせていただく場合があります。

揚輝荘整備の基本的な考え方

1. 揚輝荘の現状

平成 19 年 3 月、庭園と複数の歴史的建造物が残る揚輝荘の敷地の一部が本市に譲渡された。本市では、南園の聴松閣を復原整備し、平成 25 年 8 月に公開を開始した。その後、順次復原整備に着手する予定であったが、復原整備後の活用方法等が定まらなかった事などから整備が進まず、庭園も十分な維持管理ができないままの状態となっている。

こうした状況のなか、本市では令和 3 年度に「揚輝荘の保存及び活用に関する懇談会」を設置し、有識者の意見を聴取しながら、揚輝荘の現状・課題や近年の社会情勢を踏まえ、整備についての方針を下記のように整理しました。

2. 揚輝荘全体の基本方針

(1) 基本方針

- ・歴史的建造物と庭園が一体となって織りなす揚輝荘の本質的価値の維持・向上
- ・四季の移ろいを感じながら、多様な文化に出会い、質の高い交流を楽しむことができる施設
- ・城山・覚王山地区の魅力向上・回遊性向上の拠点となる施設

(2) 求められる機能

① 観賞・体験機能

- ・歴史的建造物の修復整備・耐震改修を行いつつ、揚輝荘及び城山・覚王山地区の歴史や文化を伝える施設として公開していく。
- ・周辺の住環境にも配慮しながら、歴史的庭園としての魅力を向上させていく。

② 広場・交流機能

- ・市民や観光客が気軽に休憩・交流できる広場空間を確保する。
- ・トイレ、観光案内、飲食サービス等の便益機能を導入する。

※ 既存建物も活用しながら便益施設を整備

③ アプローチ機能

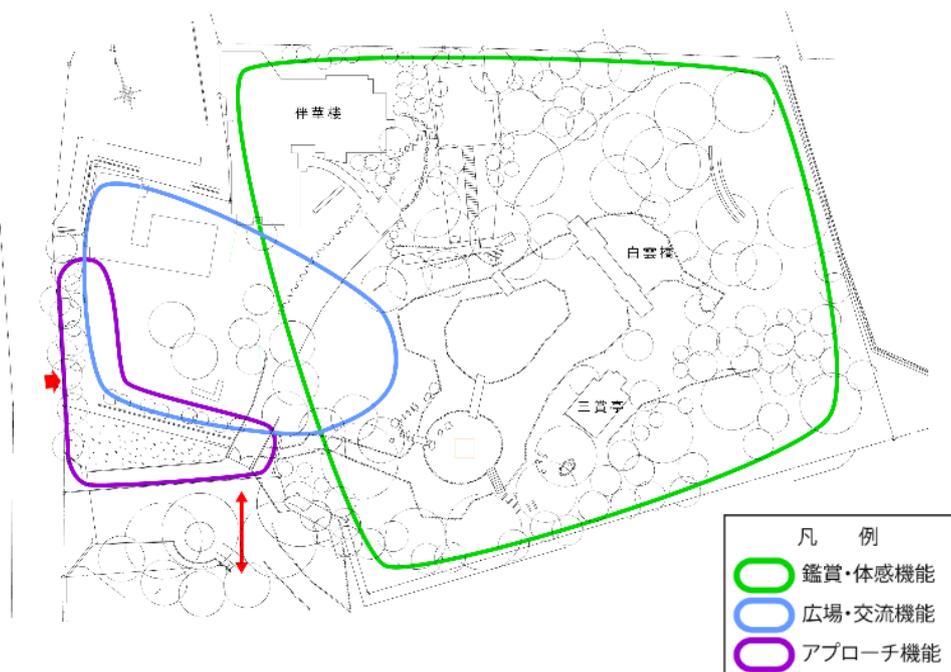
- ・上質な施設にふさわしいアプローチの再整備を行う。
- ・バリアフリーに配慮し、管理用車両や緊急車両のアクセスも考慮する。

3. 北園の整備の考え方

整備の方向性

- ・ 公開空地としての特性を活かし、庭園を中心とした公開とする。
- ・ 揚輝荘全体の入口機能を担うアプローチを整備する。

機能配置イメージ図

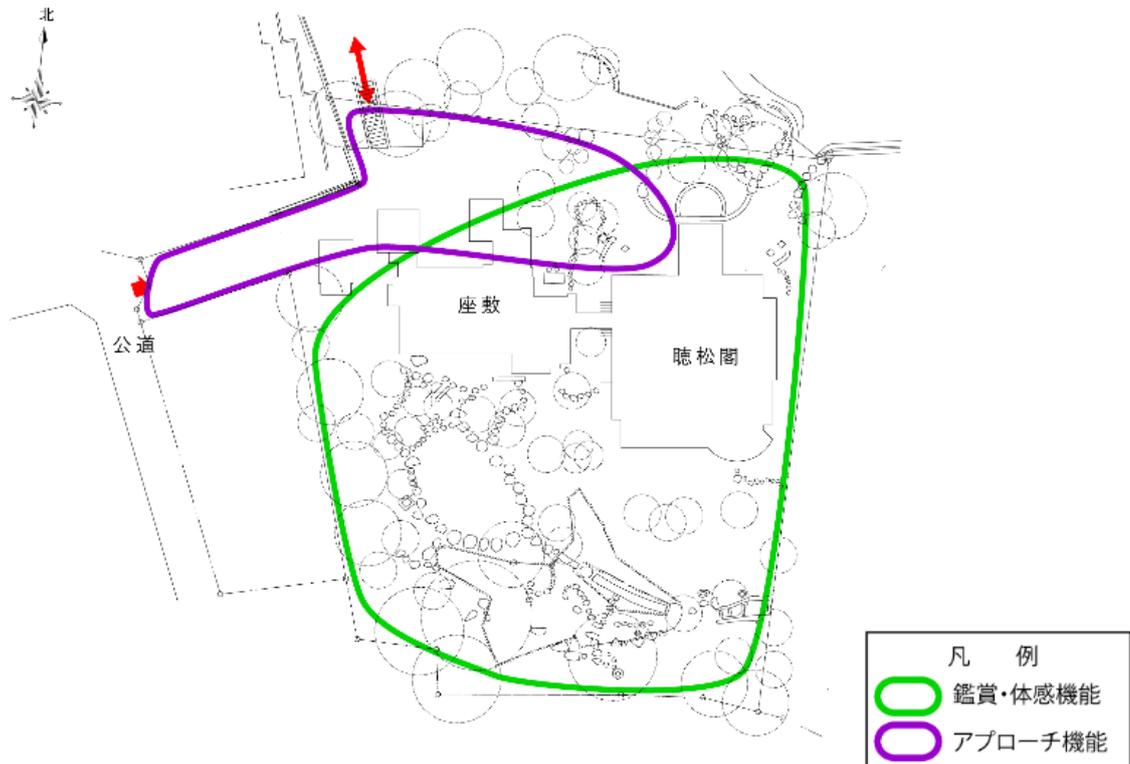


4. 南園の整備の考え方

整備の方向性

- ・揚輝荘を象徴する質の高い一対の建造物（聴松閣・座敷）を中心とした公開とする。
- ・滞留・迎賓空間の確保についても考慮したアプローチを整備する。

機能配置イメージ図



5. 整備公開の順序

(1) 次期整備事業

- ・北園（伴華楼を除く）の整備・公開を先行して実施する。また、北園の整備にあわせて、周辺道路の美装化や案内サインの整備についても実施できるよう調整を図る。
- ・伴華楼は、内部公開可能な耐震改修方法の有無に関する技術的検討や利活用の検討を行う。

(2) 次期整備事業以降

- ・伴華楼、座敷、南庭園の整備公開の順序については、次期整備事業の進捗状況や伴華楼の検討結果をふまえた上で判断する。

北園

伴華楼 1階 (戦後増築部分)

白雲橋

三賞亭

土蔵 3
(地下1階、2階建)

蔵前エリア

庭園

事業の対象エリア (北園)

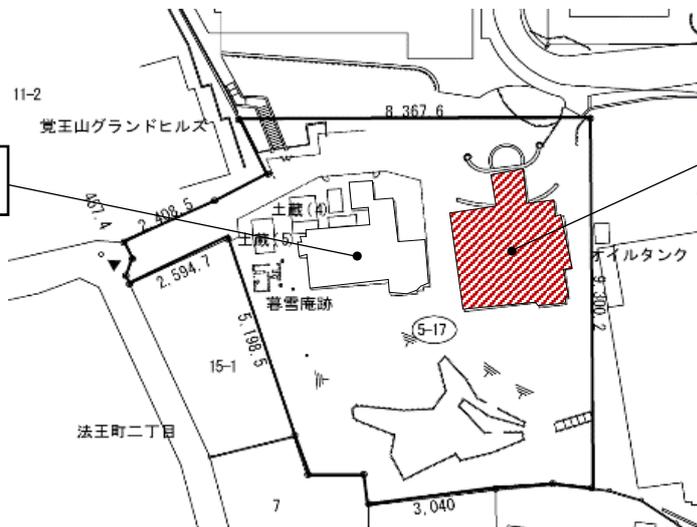
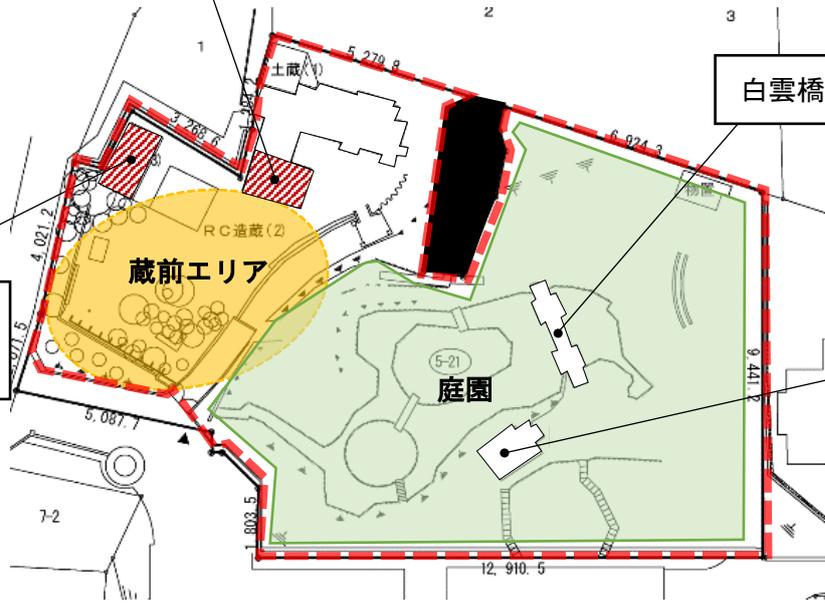


南園

座敷

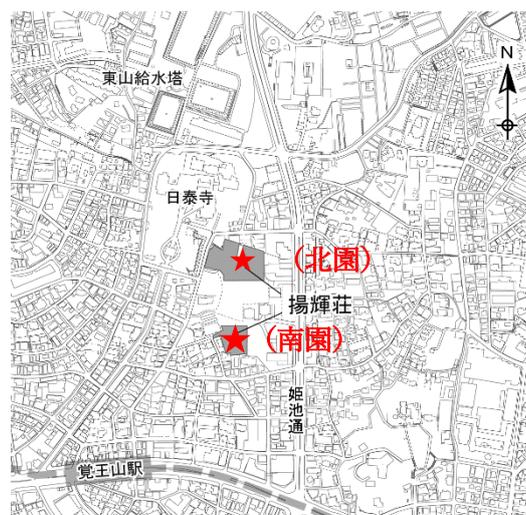
聴松閣

事業の対象エリア (南園)

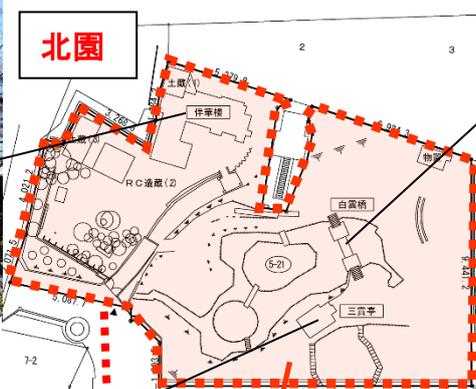


【揚輝荘の概要】

所在地	千種区法王町2丁目5番地の17（南園） 千種区法王町2丁目5番地の21（北園）	
位置づけ	名古屋市指定有形文化財（H20）5棟 （聴松閣、座敷、伴華楼、三賞亭、白雲橋）	
建築年	大正7年～昭和14年	
敷地面積	2,750.14 m ² （南園） 6,527.23 m ² （北園）	
床面積	聴松閣 750.05 m ² 座敷 288.43 m ²	伴華楼 409.99 m ² 三賞亭 45.09 m ² 白雲橋 22.24 m ²
建物概要	㈱松坂屋初代社長の伊藤次郎左衛門祐民により、大正から昭和初期にかけて建設された本市郊外別荘の代表作	



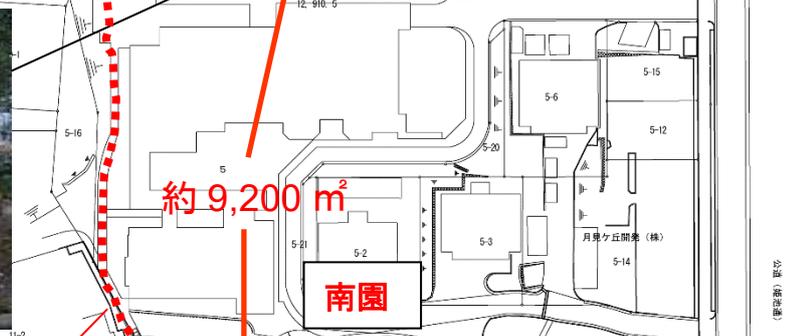
伴華楼（昭和4年移築・増築）



白雲橋（大正7年頃）



三賞亭（大正7年移築）

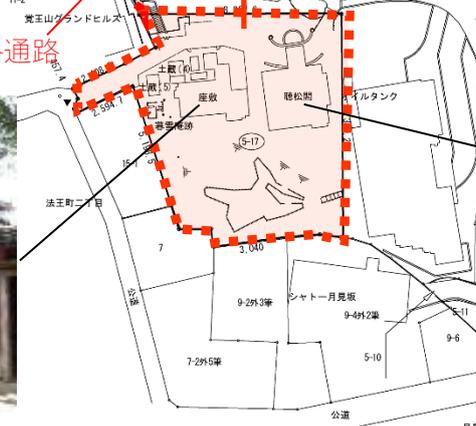


約9,200 m²

南園



座敷（大正8年移築）



聴松閣（昭和12年築）